

滋賀県事業継続支援金（第4期）について

1. 給付対象者について

Q1 滋賀県事業継続支援金（第4期）（以下、支援金）の対象となる事業者について教えてほしい。

A1 県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主で下記のアまたはイの要件に当てはまる方が対象になります。

【要件】

- ア 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けている方。
- イ 収益事業を行う人格のない社団等（法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等。いわゆる「みなし法人」）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月の同月比で30%以上減少している方。

Q2 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないが、支援金の対象となるか。

A2 国の事業復活支援金の受給要件を満たし、国からの給付決定通知を受けていれば支援金の対象となります。またA1のイのとおり、人格のない社団等（法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等。いわゆる「みなし法人」）も対象となります。

Q3 収益事業を行う人格のない社団等（いわゆる「みなし法人」）とは何か。

A3 法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であって、事業による収益があり、確定申告を行っている社団等のことです。

※法人事業収入は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（以下「法人確定申告書」という。）の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。

Q4 2021年の10月に開業したが、支援金の対象となるか。

A4 国の事業復活支援金の受給要件を満たし、国からの給付決定通知を受けていれば支援金の対象となります。

Q5 本社が県外であり、事業復活支援金を受給している場合、滋賀に事務所を設けていれば、支援金を申請することは可能か。

A5 本社が滋賀県以外にあっても、県内に事務所または事業所があれば対象となります。その場合、事業復活支援金の給付決定通知の他に、県内に事業所等があることを証する書類（履歴事項全部証明書、法人設立届出書、確定申告書等）が必要となります。

Q6 個人事業主で、個人の住所が県外で、事業所が県内の場合、支援金を申請することは可能か。

A6 個人の住所が滋賀県以外でも、県内に事務所または事業所があれば対象となります。その場合、事業復活支援金の給付決定の他に、県内に事業所等があることを証する書類（開業届、確定申告書等）が必要となります。

Q7 県の新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】や経営力強化支援事業【通常枠】を受給しているが、支援金を申請することは可能か。

A7 支援金は、経営力強化支援事業【緊急枠】または経営力強化支援事業【通常枠】を受給していても、申請することが可能です。また、他の支援金制度とも併用して申請が可能です。

Q8 飲食業、旅行業、観光業を営んでいないが、支援金の対象となるか。

A8 支援金は、業種の条件はございません。要件を満たし、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主の方であれば、対象となります。

Q9 売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものは、具体的にどのようなものを指すのか。

A9 例えば、近隣府県での緊急事態宣言等の対象措置により取引先が休業や時短営業したことによる売上の減少、コロナ禍に伴う外出自粛の影響による観光客や来店客の減少、対面で商品・サービスを提供する営業活動が制約を受けたことによる売上の減少等が挙げられます。
なお、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業やコロナ禍以前より売上が少額であり業として事業を行っていないと判断される場合には対象にはなりません。

Q10 2022年2月に廃業(倒産)した。支援金の対象となるか。

A10 支援金は、事業を続けていただくことを支援するためのものですので、既に廃業や倒産された場合や事業を継続する意思がない場合は対象となりません。

Q11 事業継続支援金(第1～第3期)を受給したが、第4期も受給できるのか。

A11 重複して受給することも可能です。

2. 申請について

Q12 申請の受付期間はいつか。

A12 令和4年3月16日から令和4年7月中旬としております。

Q13 どのように申請すればよいのか。

A13 オンライン申請にて受け付けます。申請方法等の詳細については、専用HPをご参照ください。

<https://shiga-keizokushien.com/>

Q14 国の事業復活支援金を受給している事業者でも、郵送での申請は可能か。

A14 事業復活支援金を受給している事業者からの郵送での申請は受け付けておりません。オンラインでの申請をお願いします。

Q15 申請書類は何を用意すればよいか。

A15 申請に必要な添付書類は下記の通りです。

ア【国の「事業復活支援金」を受給した県内事業者のみなさま】

- (1)国から「事業復活支援金」が支給されたことを示すもの
- (2)履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)の写し(代表者のもの) 【例】運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等
- (3)役員名簿(法人の場合のみ)
- (4)口座振込依頼書(振込先口座の見開き1・2ページの写しを添付)
- (5)滋賀県内に事業所等があることを証する書類【例】履歴事項全部証明書、運転免許証等

※いずれの書類も申請用HPから電子データにより提出いただきます。

イ 【人格のない社団等（いわゆる「みなし法人」）】

- (1)滋賀県事業継続支援金(第4期)給付申請兼請求書
- (2)営業活動を証する書類
【例】定款・確定申告書(個人事業主の場合)等
- (3)本人確認書類(団体規約等)
- (4)2018年から2021年の間で、売上を比較する月を含む年の確定申告書類の控え(收受日付印の付いたもの)
- (5)2021年11月～2022年3月までの対象月の売上台帳等の写し
- (6)2018年11月～2021年3月までの対象月と同月の売上台帳等の写し
- (7)役員名簿
- (8)口座振込依頼書
- (9)振込先口座の通帳の写し(または画像)(通帳を開いた1・2ページ目)
- (10)滋賀県内に事業所等があることを証する書類【例】確定申告書等
- (11)誓約書

Q16 「事業継続支援金(第1期～第3期)」を受け取っているが、申請に当たって省略できる書類はあるのか。

A16 第4期の申請に当たって省略できる書類はございません。事業復活支援金の給付決定通知の他、必要書類をオンラインにて提出いただく必要がございます。

Q17 申請について分からないときはどこに問い合わせればよいか。

A17 皆さまからのご質問に対応するためのコールセンターを開設しております。

TEL: 0570-200-575 (平日9時から17時まで)

Q18 みなし法人の場合は、どのように申請したらよいか。

A18 みなし法人は、申請用紙(紙媒体)に必要な事項を記載のうえ、添付資料を付して事務局まで郵送してください。

Q19 申請書類を直接県庁に持っていきたいが、受け付けてもらえるか。

A19 第4期は原則オンライン申請になるため、みなし法人を除き書面での申請は受け付けておりません。なお、みなし法人の場合でも書類の紛失等を防止するため、受付窓口を支援金事務局に統一しておりますので直接県庁に持参いただいても受付できません。

Q20 支援金の対象事業者数に制限はあるのか。

A20 対象事業者数に制限はないため、受付期間中に申請を締め切ることはありません。

Q21 申請書に押印は必要か。

A21 書面への押印は必要ありません。

Q22 審査の結果は通知されるか。

A22 支給または不支給に関わらず審査の結果をメールにより通知します。
なお、みなし法人の場合は、郵送により通知します。

Q23 履歴事項全部証明書について、有効期限等はあるか。

A23 原則として、発行日から3か月以内のものをご提出ください。
なお、事業復活支援金申請時に取得された履歴事項全部証明書を利用
いただいてもかまいません。

Q24 履歴事項全部証明書の代わりに、登記情報提供サービスによる登記
データを提出することは可能か。

A24 本支援金の申請にあたっては、履歴事項全部証明書の代わりに、登記
情報提供サービスによる登記データを提出することはできません。

3. オンライン申請について

Q25 メールアドレスが登録できない。

A25 1つのメールアドレスにつき1回のみ登録が可能です。同じアドレス
をすでに登録していないかご確認ください。

Q26 ID（メールアドレス）・PW（パスワード）登録後、メールが届かない。

A26 迷惑メールフォルダまたは別のフォルダに振り分けられている可能性
があります。もしくは迷惑メール設定で受信ができていない可能性が
あります。自動送信のためメールの再送はできかねますので他のメー
ルアドレスで再度、登録をお願いします。
これから登録される場合は、「@bsec.jp」からのメールを受信できる
よう設定の確認をお願いします。

Q27 申請完了メールが届かない。

A27 迷惑メールフォルダまたは別のフォルダに振り分けられている可能性
があります。もしくは申請が完了できていない可能性がありますので、
コールセンターにお問い合わせください。

4. 給付について

Q28 給付期間はいつか。

A28 令和4年4月上旬から順次、給付を予定しています。

Q29 支援金を申請してから給付されるまでにどのくらいかかるか。

A29 支援金を可能な限り早く給付できるよう、迅速に審査を進めたいと考えていますが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等には審査にお時間をいただくことがあります。

Q30 給付される金額はいくらか。

A30 給付される金額は下記の通りです。

中小企業等 :20万円

個人事業主 :10万円

Q31 支援金は月ごとに給付されるのか。

A31 支援金は月ごとではなく、1回限りの給付となります。

Q32 支援金が振り込まれたら連絡がくるのか。

A32 審査結果の決定通知をもって、支援金振込のお知らせとなります。

5. その他

Q33 支援金は使い道が定められているか。

A33 事業継続のためであれば、特段、支援金の使途は定めておりません。

Q34 支援金を受給した後、報告書等を提出する必要はあるか。

A34 報告書等の提出は不要です。

Q35 今回の支援金は課税対象になるか。

A35 お近くの税務署にお問合せください。

Q36 支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいか。

A36 給付要件を満たしていないにも関わらず支援金を受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。

Q37 支援金の他に滋賀県において支援策などを相談できるところはあるか。

A37 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口を設置しています。

県だけではなく、国、市町の支援策のご案内を含め、県民や事業者のみなさまのご相談に行政書士が対応します。

お困りごとがあれば、何でもご相談ください。（相談無料）

電話番号:077-525-5670(コロナゼロ)

開設時間:9時から17時まで(土日・祝日・年末年始を除く)